# 岩崎純一学術研究所 女性局 著

### 『岩崎純一 第六巻「序説、 総記 (六)\_

### **丛性編纂別添資料**

岩崎純一 一総合アーカイブ及び『岩崎純一全集』の編纂方針と提供方法

編纂、監修 岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、 の編纂方針及び提供方法について述べられた岩崎所長の本編資 女性の視点から追記するものである。 『岩崎純一全集』の第六巻の女性編纂別添資料を成し、『全

それぞれの追記に示した通りである。 るから、序巻に定められる通り、『全集』へ収録する。収録場所は、 利を含む) とが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権 要望し、 の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定するこ なお、 譲渡可能な権利(著作権法第六一条第二項において、 本資料は、 の全部について、 『全集』 への収録を当該著作物の全ての著作者が 岩崎所長への譲渡が完了したものであ 譲渡

いない女性編纂別添資料は、【2系】以外の各系の女性系に収録する。 方、 同権利の全部について、未だ岩崎所長への譲渡が完了して

> 節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

部 第三節 IJCWの資料の執筆・制作及び編集 女性編纂者の製作物・著作物 編纂物の収録方法

第十章 第八章 将来に生ずることが予見または確定されている諸問 文化的尺度及び規格

第十二章 題への対処 女性編纂者個人または女性局、 女性部、 女性

班

女性係による編纂、 監修

第二節 第 節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカ

第六編 第三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法

第二部 IJCA 及び IJCW の提供方法 閲覧室における開示の方法

第一章 図書、 電子図書、 または配付資料としての

改訂 更新時の旧版と新版の入れ替え

目次

巻頭言

【女性局からの本編 への追記

「岩崎純 一総合アーカイブ」(IJCA) 及び

"岩崎純一全集』 (IJCW) の制作、

第 部 章 IJCW 以外の IJCA の資料の制作及び編集 女性編纂者個人または女性局、 女性部、 女性班、

女

性係による編纂、

二〇一二年十月十三日 起筆

二〇一五年五月十三日 改定

二〇一六年二月二十一日 改定

二〇一七年三月二十六日 改定二〇一六年二月二十一日 公開

二〇一七年九月二十三日 五

二〇一八年四月十五日 改定

一〇一八年五月十三日 最終改定

### 【女性局からの本編への追記】

## 『岩崎純一全集』(IJCW)の制作、編纂、監修二編 「岩崎純一総合アーカイブ」(IJCA)及び

### 第一部 IJCW 以外の IJCA の資料の制作及び編集

# 係による編纂、監修 第二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女性

## 第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

資料の制作者である私たち女性または編纂に関わる私たち女性は、岩崎所長が序巻及び第六巻に定める通り、IJCW 以外の IJCA の

し、IJCAに反映させることができる権限を有する。 取り扱いについて取り決め、総合編纂者たる岩崎所長に提示、要請に対して有する物権的請求権、著作権、著作者人格権、肖像権等の公表・開示できない自身の製作物・著作物、編纂資料またはこれら自身の精神、身体、生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を

に反映させることができる権限を有する。

班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、IJCA
であるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、すた、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難

類、女性綱等については、序巻の岩崎所長の解説を見よ。 ブ(女性編纂別添資料アーカイブ)としての女性系、女性群、女性女性編纂者(特定女性スタッフ)が管理する IJCA 内のアーカイ

## 第二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

第二部第十二章に同じ。

#### 第 二節 女性編纂者の製作物・ 著作物 編纂物の収録方法

纂別添資料として分類する。 これらの女性編纂者の製作物・ 著作物・編纂物は、 各系に女性編

る。 目 性の製作物については、 別添資料から本体資料(本編) は適当な箇所に、【2系1群】の【0類】以外の各類においては【8 他 された場合にのみ、 録を強く要望し、 纂者ら自身の著作物をいう) らが他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、 これらのうち女性著作者・編纂者の著作物・編纂物 の系の女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】 または 【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、 その著作権の全部が本人から岩崎所長に直接譲渡 【2系】の女性編纂別添資料として、岩崎所長が 所有権等に関する協議の結果により分類す は、 へ移動させることもある(後述)。 著作者の女性本人が IJCW 及び、 (女性編纂者 において への収 女性編 女

類する。 崎所長の製作物については、 岩崎所長に譲渡されるため、 ち著作物の編纂資料については、 作 また一方、 物のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、 女性編纂者の編纂資料のうち、 【2系】IJCW に収録する 所有権等に関する協議の結果により分 基本的に編纂上の著作権の全部 岩崎所長の製作物・ これらのう (後述)。 著

作 物は、 女性編纂別添資料のうち、 女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。 岩崎所長と女性との共同の製作物・ これらのう 著

> との共同の製作物については、 より示されない限り、 権の全部を岩崎所長に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録に ち著作物については、 IJCW に収録しない 当該著作物に関わる全ての女性によって著作 所有権等に関する協議の結果により (後述)。岩崎所長と女性

#### 第二部 IJCW の資料の執筆・ 制作及び編集

分類する。

れた岩崎所長の方針に従うものとする。 私たち女性局は、 IJCW の編纂にあたり、 次の同 題 0 内容に示さ

#### 第八章 文化的尺度及び規格

一節 量衡、 との共同編纂作業 般国民生活とは異なる言語・文字体系、 慣習、 住居等によって生活する者 暦法、 (巫女等) 度

第二節 言語・文字・数体系

第四節 度量衡 暦法と時刻

第五節 慣習

第六節 住居

第十章 将来に生ずることが予見または確定されている諸問

への対処

第 飾 「平成」からの改元への対処

### 第二節 天保暦二〇三三年問題への対処

## 性係による編纂、監修第十二章 女性編纂者個人または女性局、女性部、女性班、女

## 第一節 女性側の権利と女性編纂別添資料アーカイブ

開 精 制 できる権限を有する。 合編纂者たる岩崎所長に提示、 著作権、 神 示できない自身の著作物、 作者である私たち女性または編纂に関わる私たち女性は、 「崎所長が序巻及び第六巻に定める通り、 体、 著作者人格権、 生命の安全を脅かすおそれがあるために全部を公表・ 肖像権等の取り扱いについて取り決め、 編纂資料またはこれらに対して有する 要請し、 IJCW に反映させることが IJCW の資料の執筆・ 自身の 総

に反映させることができる権限を有する。
班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、IJCW班、女性係を設置し、その協議結果を岩崎所長に提示、要請し、IJCWであるものについては、女性編纂者らが女性著作者らを代表して、すた、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難また、これらの資料または権利のうち個人で取り扱うことが困難

物は、 資料)として独立させて扱われ、これらは前述の女性編纂別添資料 力 れら女性著作者・ イイブ IJCA の構成資料でありながら、 (略:女性資料アー 編纂者らの審議の対象となった著作物 カイブ) 女性編纂別添資料 *の* 部として、 仮想的に取 略 女性 編纂

まとめられる。

譲渡が完了したもののみを、岩崎所長が IJCW に収録する。 に規定される権利を含む)の全部について、本人から岩崎所長へののと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたも全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利(著作権法第六一条第二項金での表情を表示を表示。

類、女性綱等については、序巻の岩崎所長の解説を見よ。 ブ(女性編纂別添資料アーカイブ)としての女性系、女性群、女性女性編纂者(特定女性スタッフ)が管理する IJCA 内のアーカイ

## 二節 総合編纂者たる岩崎純一による女性部局の設置

りの判断に基づき、設置する。合は、岩崎所長が第六巻本編で示した次の方針に従い、概ね次の通総合編纂者たる岩崎所長の主導で前節の各女性部局を設置する場

Uて、または、閲覧にあたり問い合わせが必要な著作物として収生活とその周辺の地域社会の安定、及び、その女性が犯罪等の被生活とその周辺の地域社会の安定、及び、その女性が犯罪等の被に関わる女性あるいはこれらに製作物・著作物を提供する女性の見地

集させることを目的として、前掲の女性部局を設置する。おそれがあるものと岩崎が認めるものを効率的かつ効果的に編集する必要のないもののうち、女性の主体のみにゆだねた場ものであって、総合編纂者たる岩崎のみが自ら主体となって直接録され、確実に他の一般の女性利用者に提供されることが必要な

とがあることを、私たち女性局本部は許可する。がある場合は、岩崎所長が女性部局の編集作業を著しく主導するこぶの地域社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすか、またはその辺の地域社会の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすか、またはその

を行うよう努めなければならない。
を行うよう努めなければならない。
世の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、当該女性が犯罪等の性の生活とその周辺の地域社会の安定、及び、当該女性が犯罪等の女性部局を構成する女性編纂者は、その取り扱う著作物が当該女

### 三節 女性編纂者の著作物・編纂物の収録方法

ら自身の著作物をいう)は、著作者の女性本人が IJCW への収録を他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、及び、女性編纂者これらの女性著作者・編纂者の著作物・編纂物(女性編纂者らが

資料から本体資料(本編)へ移動させることもある。または【9目】に分類するものとし、さらに、これらは適宜、別添ぶの女性編纂別添資料から編入し、【2系1群0類】においては【8目】の大性編纂別添資料として、岩崎所長が他のた場合にのみ、【2系】の女性編纂別添資料として、岩崎所長が他の強く要望し、その著作権の全部が本人から岩崎所長に直接譲渡され

IJCWに収録する。 基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎所長に譲渡されるため、【2系】から成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらについては、から成るものも女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎所長の著作物のみまた一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎所長の著作物のみ

収録しない。 安性のみによる著作物と同様に扱う。これらについては、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎所長に譲渡する物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎所長に譲渡する な性編纂別添資料のうち、岩崎所長と女性との共同の著作物は、

### 六編 IJCA 及び IJCW の提供方法

### (二部 閲覧室における開示の方法

題の内容に示された岩崎所長の方針に従うものとする。 私たち女性局は、IJCW を女性利用者等に提供するにあたり、同